

(電子帳簿保存法対応ソフト認証)

JIIMA認証製品を活用した 電子帳簿保存法の対応

～制度概要・製品選択のポイント～

2025年3月14日

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA)
法務委員会

1. JIIMAとは (公益社団法人日本文書情報マネジメント協会)

2. JIIMA認証制度の紹介

- ・JIIMA認証制度とは
- ・認証制度の概要①②
- ・認証製品を確認する方法①②

3. 電子取引の認証製品を選ぶ際のポイント

- ・電子取引認証製品の「保存方式」とは

4. 他製品に切り替えた場合

- ・他製品に切替時の注意点
- ・データポータビリティガイドラインのご紹介

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)



“日本のあらゆる組織の価値を高めるために
文書情報マネジメントの実践を通じてDXを加速するようにリードする協会“

約180社の会員企業を中心に、文書情報マネジメントの推進活動を行っています。

- ・文書情報マネジメントに関する法的規制緩和の推進
- ・文書情報マネジメントに関する調査研究・標準化・参考書・ガイドライン作成・セミナー開催
- ・文書情報管理士及び文書情報マネージャー資格制度の運用

文書情報マネジメント
の推進活動

近年

文書情報の電子化
推進活動が増えてきた

JIIMAでは上記活動の中で

**電子帳簿保存法に対応する場合に利用する
パッケージソフトについて認証を行っています**

4つの法的要件認証制度

電子帳簿

スキャナ保存

電子書類

電子取引

電子帳簿保存法対応パッケージソフトについて、JIIMA認証を取得したいITベンダーが申請を行い、JIIMAがマニュアル審査を行って、認証をします。

認証制度のメリット

導入ソフトが決まっている場合

1. 導入予定ソフトが、『JIIMA認証』を取得していれば、ソフトの機能について電子帳簿保存法の法的要件が確保出来ている為、安心して利用できます。

導入ソフトが決まっていない場合

2. 電子帳簿保存法にも対応した電子化・電子データ活用できるソフトを探すことが出来るため、自社の業務生産性向上のヒントや検討に繋がります。

電子帳簿ソフト法的要件認証制度

法令概要・認証パターン

認証年度あり

81 ※
製品

国税関係帳簿について、最初の記録段階から自己が一貫して電子計算機（ソフト）を使用して作成する場合に、一定の要件を確保することで、電子的に保存することが認められます。

- ・『作成 + 保存』・『保存のみ』の2パターンで認証しています。
- ・令和5年より、補助簿についても審査項目を設けています。

認証ロゴ



代表的なソフト種類例

- ・会計
- ・販売管理
- ・購買管理・固定資産管理
- ・電子帳簿保存等

電子書類ソフト法的要件認証制度

法令概要・認証パターン

認証年度なし

73 ※
製品

国税関係書類について、最初の記録段階から自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合に、一定の要件を確保することで、決算関係書類や取引関係書類（発行書類の写し）を電子的に保存することが認められます。

- ・『作成 + 保存』（決算関係書類と取引関係書類の2パターン）
- ・『保存のみ』（取引関係書類のみ） 計3パターンで認証

認証ロゴ



代表的なソフト種類例

- ・会計
- ・販売管理
- ・請求管理
- ・電子書類保存等

スキャナ保存ソフト法的要件認証制度

217 ※
製品

法令概要・認証パターン

認証年度あり

紙で受領した国税関係書類について、**スキャナ**（スマホのカメラ等含む）で**電子化**を行い、**一定の要件を確保して**電子保存することが出来ます。また自社で発行した手書きの国税関係書類についても、スキャナ保存が出来ます。

- ・令和3年より、タイムスタンプ代替措置についても審査項目を設けています。

認証ロゴ



令和3年改正法令基準

代表的なソフト種類例

- ・経費精算ソフト
- ・請求管理ソフト
- ・会計ソフト
- ・スキャナ保存ソフト等

電子取引ソフト法的要件認証制度

189 ※
製品

法令概要・認証パターン

認証年度あり

取引に関して、受領し、又は交付する**書類に通常書かれる記載事項**を**電磁的方式で行った場合には**、**保存が義務**となります。

- ・真実性確保について、システムで要件を確保するパターンについて審査を行っています。

認証ロゴ



令和3年改正法令基準

代表的なソフト種類例

- ・請求WEB送信ソフト
- ・契約管理ソフト
- ・会計ソフト
- ・電子取引保存ソフト等

2. 認証ソフトを確認する①

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/index.htm

● 国税庁 電子帳簿保存法関係ページ

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

ホーム / 法令等 / その他法令解釈に関する情報 / 電子帳簿保存法関係

電子帳簿保存法関係

- 電子帳簿保存法の概要
- パンフレット (過去の主な改正を含む)
- 関係法令・取扱通達等
- 届出等の様式
- 一問一答 (Q&A)
- 制度創設等の経緯
- JIIMA認証情報リスト**
- 要件適合性に関する事前相談窓口
- 令和3年度税制改正

電子帳簿等保存制度 特設サイト

https://www.jiima.or.jp/ ● JIIMAホームページ

JIIMA 文書情報管理士・文書情報マネージャー 認定団体
公益社団法人日本文書情報マネジメント協会

TOP 文書情報マネジメントとは JIIMA認定の資格 **JIIMA認証制度** JIIMAの活動 機関誌IM 委員会活動 JIIMAについて

電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証制度

TOP / JIIMA認証制度 / 電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証制度

▼ 認証制度について ▼ 認証を受ける方へ ▼ FAQ **▼ 認証製品一覧**

はじめに

平成10年に制定された「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律（電帳法）」の制定により、これまで紙媒体で保存しなければならなかったコンピュータ作成の帳簿書類について、一定の要件の下に電子データのままで保存することができるようになりました。平成12年の改正で、紙の書類をスキャニングして電子データとして保存する（スキャナ保存）ことが認められるようになりました。

認証ソフトの一覧は、以下の2カ所から確認が出来ます。
「国税庁HPの電子帳簿保存法関係」と「JIIMAHPのJIIMA認証制度」

2. 認証ソフトを確認する②

[TOP](#)[文書情報マネジメントとは](#)[JIIMA認定の資格](#)[JIIMA認証制度](#)[JIIMAの活動](#)[機関誌IM](#)[委員会活動](#)[JIIMAについて](#)

電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証製品一覧

[TOP](#) / [JIIMA認証制度](#) / [電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証制度](#) / [電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証製品一覧](#)

[▽ 認証制度について](#)[▽ 認証を受ける方へ](#)[▽ FAQ](#)[▽ 認証製品一覧](#)

※下記バージョン以降を認証製品とする

認証番号	ソフトウェア名称	※バージョン	メーカー	主製品/ 派生製品	審査基準法 令年度	認証有効期限
000100-01	WWDS証憑アーカイブスタンダード	Ver.1.7.5	株式会社ハイパーギア	主製品	令和3年度	2025年1月28日
000200-01	ArcSuite (旧:ArcSuite Engineering)	4.0	富士フィルムビジネスイノベーション株式会社	主製品	令和3年度	2025年4月22日
000300-01	DocuShare	7.5	富士フィルムビジネスイノベーション株式会社	主製品	令和3年度	2025年4月22日
000400-01	インボイス・マネジャー (旧TKC証憑ストレージサービス)	2016年6月版	株式会社TKC	主製品	令和3年度	2025年2月24日
000500-00	Ridoc Smart Navigator V2	V2	リコージャパン株式会社	主製品	平成27年度	2025年3月31日

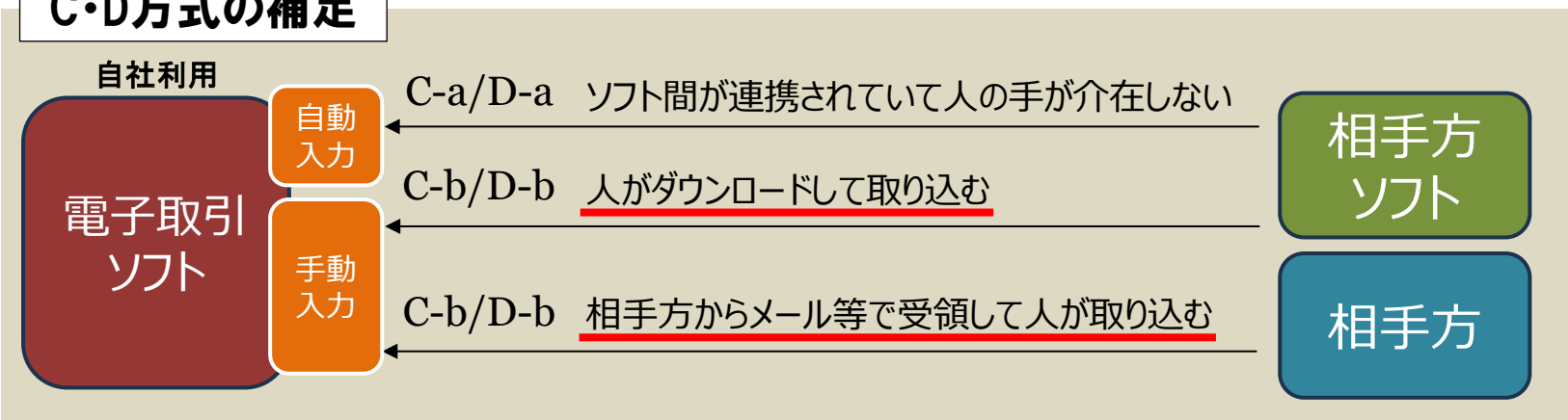
**認証を取得したソフトウェア・メーカー名等を確認することが出来ます。
スキャナ保存・電子取引は、審査基準年も記載されています。**

3.電子取引認証製品のポイント①

電子取引認証製品の「保存方式」とは

保存方式		説明
A	タイムスタンプを活用して真実性の確保	タイムスタンプ付与後に相手方に送付する方式
B		授受後にタイムスタンプを付与する方式
C	a	訂正削除の履歴が残る方式 (a...自動入力方式/b...手動入力方式) <u>b...事務処理規程必要</u>
	b	
D	a	訂正削除ができない方式 (a...自動入力方式/b...手動入力方式) <u>b...事務処理規程必要</u>
	b	

C・D方式の補足



C・D方式のbパターンは、**事務処理規程**が必要ですのでご注意ください

3.電子取引認証製品のポイント②

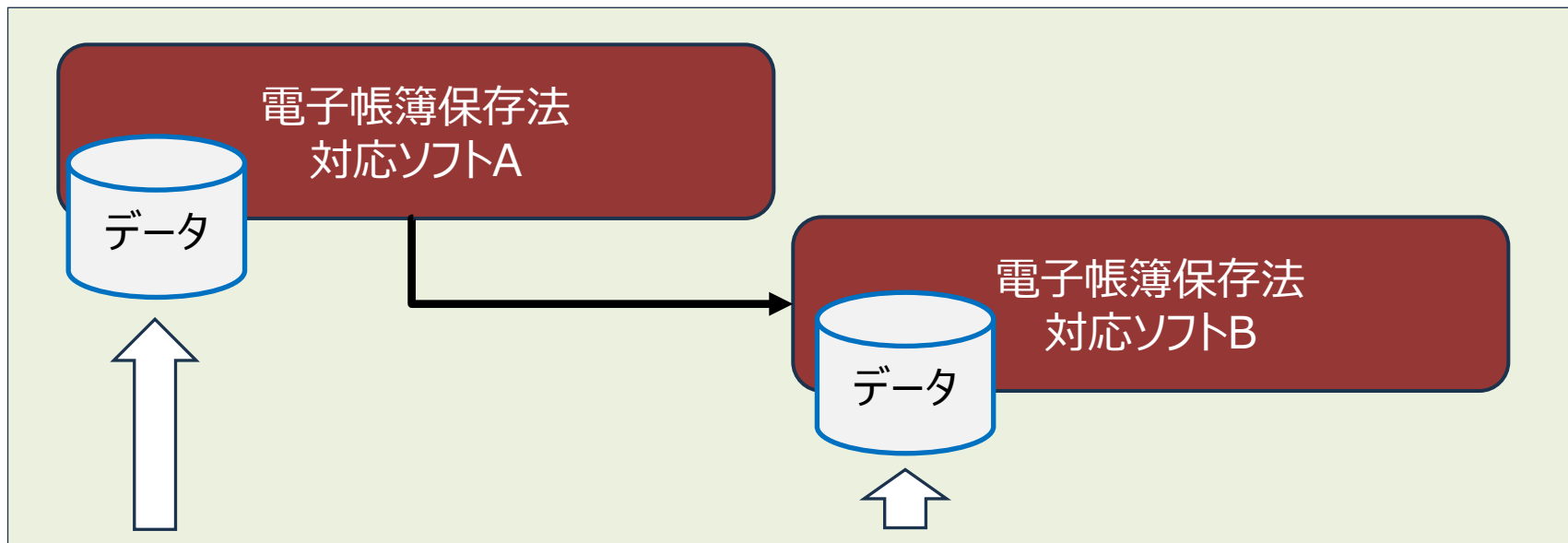
JIIMA HP : 電子取引認証製品ページ

※下記バージョン以降を認証製品とする

認証番号	ソフトウェア名称	※バージョン	メーカー	主製品/ 派生製品	審査基準法令 年度	保存方式	認証有効期限
600100-00	BtoBプラットフォーム 請求書 (受取機能・発行機能)	BtoBプラットフォーム 請求書 (受取機能・発行機能)	株式会社インフォーマート	主製品	令和2年度	-	2027年6月8日
600200-02	DataDelivery	Ver 5.5.1.2	JFEシステムズ株式会社	主製品	令和5年度	A	2027年11月27日
600300-01	インボイス・マネジャー (旧製品名: T K C 証憑ストレージサービス)	2021年04月版	株式会社TKC	主製品	令和3年度	-	2025年5月9日
600400-02	WWDS証憑アーカイブスタンダード	1.9.2	株式会社ハイパーギア	主製品	令和5年度	B	2028年1月23日
600500-00	電子取引サービス@Sign	-	三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社	主製品	令和2年度	-	2024年7月20日★
600600-01	マネーフォワード 掛け払い (旧製品名: マネーフォワードケッサイ)	-	マネーフォワードケッサイ株式会社	主製品	令和5年度	C-a/b	2027年11月27日

令和5年度認証の製品から、電子取引の認証製品ページに保存方式が掲載されていますので、ご参考ください。

電子帳簿保存法に対応後、他のソフトに切り替えた場合の注意点



Point 1

移行前データについて検討が必要

(移行先ソフトにデータを移す、移行前ソフトでデータ見られるようにしておく等)

Point2

データ移行したい場合、ベンダーへ相談

(移行中の真実性確保や、移行後もデータが正しく見られるようにする必要あり)

JIIMAでは
データの持ち運び（移行）の際の注意点
タイムスタンプ代替措置時の「データポータビリティガイドライン」を発行

スキャナ保存 タイムスタンプ代替要件で確保されたデータ移行が対象

主な対象は
サービス提供事業者

電子帳簿保存法 第4条3項 スキャナ保存

電帳法スキャナ保存における データポータビリティガイドライン ～タイムスタンプ代替要件で確保されたデータの移行について～

第1.0版

2023年04月21日



公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会
法務委員会

●ガイドライン発行の目的（一部抜粋）

取扱通達 4-28【解説】には、「スキャナデータを異なるシステムやサーバに移行する際には、スキャナデータだけでなくデータを保存した時刻と、それ以降に改変されていないことの証明に必要な情報も引き継ぐ必要があることに留意する。」との記載があります。

タイムスタンプ代替要件に対応したサービスの提供事業者を主な対象として、データ移行を行うための方法について、考え方や移行時に注意すべきポイントをガイドラインとしてまとめ、発行しました。

JIIMA HP ガイドラインから無料でダウンロードが可能です。

https://www.jiima.or.jp/wp-content/uploads/pdf/scan_data_portability_guideline_v1.pdf

ガイドラインのポイント①

ポイント

当資料は、移行元サービスから移行先サービスへデータを移す間についての改ざん防止措置について、推奨方法や例示をしたものである。

移行元サービス
(サービス内で改ざん防止を担保)

データの
お引越中

当ガイドラインの説明範囲

移行中は改ざん防止が担保出来ない為
改ざん防止措置を取り移行

移行先サービス
(新しい移行先で改ざん防止担保が始まる)

**タイムスタンプ代替措置対応のサービスについては
データ移行中に改ざん防止措置が必要となります**

ガイドラインのポイント②

【パターン1】

移行元がタイムスタンプと電子署名を付与して、移行先が受領したファイルを検証する方法

電子署名により移行元から確かに出力されたデータであることが確認可能であり、タイムスタンプにより移行時点で確実にデータが存在していたことが証明可能となります。また、電子署名とタイムスタンプの機能により改ざん検知が可能であり、データの真実性が確保できます。

【パターン2】

移行元が電子署名を付与して、移行先が受領したファイルを検証する方法

電子署名により移行元から確かに出力されたデータであることが確認可能であり、電子署名の機能により改ざん検知が可能でありデータの真実性が確保できます。

※ 移行先がタイムスタンプとは別の方法で、確かに移行時点のデータであり、改ざんされていないことの確認が必要

【パターン3】

移行元がタイムスタンプを付与して、移行先が受領したファイルを検証する方法

タイムスタンプにより移行時点で確実にデータが存在していたことが証明可能となります。タイムスタンプの機能により改ざん検知が可能でありデータの真実性が確保できます。

※ 移行先が電子署名等とは別の方法で、確かに移行元システムから出力されたデータであり、改ざんされていないことの確認が必要

改ざん防止措置の 3つのパターン

タイムスタンプ
+
電子署名

電子署名 ※

タイムスタンプ ※

その他留意点として
データ仕様書に基づいた
受け渡し等もあります

**タイムスタンプ代替措置対応のサービスについては
データ移行中に改ざん防止措置が必要となります**

JIIMA法務委員会では、電子帳簿保存法を中心に
企業・団体の電子データ化の推進を行っております。

本日は、ご清聴頂き、ありがとうございました。

